

添付法令資料 3 :

出航承認書及び港湾における船舶活動承認書の発行手続に関する
2022年9月20日付インドネシア共和国運輸大臣規則No. 28 (目次)
同年 9 月 23 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	船舶の文書、書類及び報告
第 1 節	通則 (第 3 条)
第 2 節	船舶の文書、書類及び報告の提出 (第 4 条)
第 3 節	船舶の文書、書類及び報告の検査 (第 5 条)
第 4 節	船舶の文書、書類及び報告の保管 (第 6 条)
第 5 節	船舶の文書、書類及び報告の再提出 (第 7 条)
第 3 章	出航承認書
第 1 節	通則 (第 8 条ないし第 10 条)
第 2 節	出航承認書の発行の手続 (第 11 条及び第 12 条)
第 3 節	出航承認書の発行の拒絶 (第 13 条)
第 4 節	出航承認書の撤回 (第 14 条)
第 5 節	出航承認書の取消し (第 15 条)
第 6 節	出航承認書の免除 (第 16 条)
第 7 節	出航承認書の記入用紙 (第 17 条)
第 4 章	港湾における船舶活動承認書
第 1 節	港湾における船舶活動 (第 18 条ないし第 26 条)
第 5 章	登録 (第 27 条及び第 28 条)
第 6 章	監督 (第 29 条)
第 7 章	雑則 (第 30 条)
第 8 章	終則 (第 31 条及び第 32 条)